

介護職員等特定処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和元年（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても現行の処遇改善加算に加え、加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、下記要件（①②③）を満たしている必要があります。

- ①現行の処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること。
- ②職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること。
- ③介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じて「見える化」を行っていること。

…「見える化要件」とは…

自社のホームページ等を活用し介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

見える化要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組みにつきまして、以下の通り公表します。

項目	法人としての取り組み
資質の向上	<ul style="list-style-type: none">• 受講料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none">• 2020年4月から働き方改革に伴う労働基準法の改正により、有給休暇の取得が義務付けられていることから、職員の有給休暇取得推進を積極的に行っている。• 子育てとの両立を目指す職員のための育児休業制度の充実を図っている。• 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化を図っている。
その他	<ul style="list-style-type: none">• 非正規職員から正職員への転換。• 近隣中学校等の生徒の職場体験受け入れを行っている。また、近隣自治会の夏祭りへの参加を通じ近隣住民との交流を図っている。

以上